

平成25年
6/15
1128号

広報

こまえ



応援しよう!!
狛江の国体

開催まであと105日!



6月1日現在人口と世帯数

		住民基本台帳		合 計	前月比
		日本人	外国人		
人 口	男	37,377	418	37,795	5増
	女	39,040	507	39,547	48増
	計	76,417	925	77,342	53増
世帯数		38,274	428	38,702	12増

※外国人世帯数は、外国人のみの世帯です。

毎月1日・15日発行

今号の主なトピックス

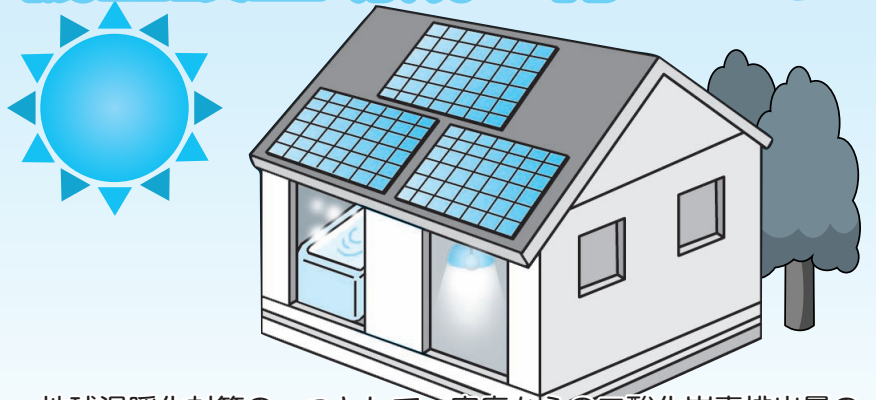
- 2面…平成24年度下半期の財政状況
- 3面…認証保育所等利用に対する負担軽減補助金の新設
- 4面…住民基本台帳の閲覧状況の公表
- 5面…狛江市まちづくり条例改正へのパブリックコメント(概要)
- 6面…乳がん・子宮がん検診
- 8面…公民館年間予定

対象者(1) (3) 全てに該当する方
(1) 市内に住所を有し居住している方または市内に居住予定の方(以下、居住者等という)で、次のいずれかに該当する方
▽戸建住宅の居住者等(所有者に機器設置の同意を得ている方)
▽管理組合に機器設置の同意を得ている分譲共同住宅の居住者等(所有者を有しない場合は、所有者から同意を得ている方)
▽所有者に機器設置の同意を得ている賃貸共同住宅の居住者等
(2) 市税の滞納がない方
(3) 未使用の機器を新たに設置し、自ら使用する方
※助成金の交付を受けた方に対し、必要に応じてデータ等の提供やその他の協力をお願いする場合があります。

対象機器・助成金額
右下表のとおり
※市の助成金額と、国や他の自治体からの助成金額の合計額が機器設置に係る経費を超える場合は、超えない範囲内に助成金額を変更します(1,000円未満の端数は切り捨て)。
※助成金の交付は、1世帯につき対象機器のいずれか1回限り
必要書類
▽設置予定住宅を示す地図
▽機器設置前の状態を確認できる写真
▽機器の設置に係る費用の見積書等およびその内訳書(写し)
▽機器の形状および規格等が分かるパンフレット等(写し可)
▽設置計画図面(写し)
▽当該住宅の買い主で引き渡し前の場合は、売買契約書(写し)

申請期間 6月17日(月)から7月12日(金)までに、狛江市住宅用太陽エネルギー利用機器設置助成金交付申請書に必要書類を添付の上、環境政策課環境政策係へ。
※詳細は、市ホームページまたは環境政策課窓口で配布しているチラシをご覧ください。なお、各申請書は、窓口で配布または市ホームページからダウンロードできます。
機器の設置助成金の交付決定日以降に機器の設置工事に着工してください。
※申請者と設置予定住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅の所有者の同意書、分譲共同住宅の場合は、当該住宅の管理組合の同意書
▽その他市長が必要と認める書類
※予算額を超える申し込みがあった場合、内容の審査と公開抽選を行います。

太陽エネルギー利用 機器設置助成を行います



地球温暖化対策の一つとして、家庭からの二酸化炭素排出量の削減を図ります。機器の設置を促し、自然にやさしい住みよいまちを目指すため、住宅用太陽エネルギー利用機器を導入する方を対象に、設置費用の一部を助成します。

■対象機器および助成金額

対象機器	対象要件	助成金額	限度額
太陽光発電システム	(一財)電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けた機器またはそれに準じた性能を持つ機器で、市長が認めるもの	3万円/kW	10万円
強制循環式太陽熱ソーラーシステム	(一財)ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた機器またはそれに準じた性能を持つ機器で、市長が認めるもの	1万円/m ²	4万円
自然循環式太陽熱温水器			2万円

高齢ドライバーによる 交通事故が発生!

～免許証を返す勇気が防ぐ事故～

市内で、高齢者が運転する自動車が自転車に追突する死亡事故が発生しました。体調不良時や疲労時は運転を控えましょう。

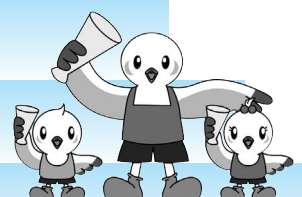
自動車の運転に自信がなくなったり、家族に運転が心配だと言われたら、運転免許証の返納をお考えください。

運転免許証を返納した場合は、「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。「運転経歴証明書」は運転免許証と同様に身分証明書として使える他、提示することでさまざまな特典を受けられます。

詳細はお問い合わせください。

図警視庁運転免許本部 ☎042(362)3591

第68回国民体育大会 第13回全国障害者スポーツ大会 開会式・閉会式に行こう!



マスコットキャラクター「ゆりーと」

第68回国民体育大会

▽総合開会式 9月28日(土)午後3時30分

▽総合閉会式 10月8日(火)午後1時30分

第13回全国障害者スポーツ大会

▽開会式 10月12日(土)午前9時

▽閉会式 10月14日(祝)午後4時35分

味の素スタジアム(調布市)

※狛江駅から味の素スタジアムまで直行のシャトルバス(有料)が一部の時間帯で運行される予定です。

¥中学生以上1,000円、小学生以下500円(総合開会式のみ)

図 6月28日(金)までに、観覧者申込ガイド(市役所・公民館・地域センター・狛江市民総合体育館に設置)またはスポーツ祭東京2013ホームページ専用フォームから申し込んでください。

※多数抽選

図 スポーツ祭東京2013実行委員会コールセンター ☎(5320)7483(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時)

狛江市長

高橋都彦



市では、町会・自治会や防犯協会、PTAなどの地域の方々の協力により、安心・安全パトロールや子どもの見守り活動など、地域を中心とした防犯活動を行っています。
これらの活動により、刑法犯認知件数は、ピークの平成14年の1,435件から、平成24年には580件と、約60%減少し、大きな成果を上げています。
しかし、「母さん助けて詐欺振り込め詐欺から改称」をはじめとする特殊詐欺は依然として減っておらず、市内でも多額の被害が発生しています。そうしたニュースに接するたびに「どうして?」と思ってしまうかもしれませんが、最近はその手口が巧妙化・多様化しています。
こうした詐欺を防ぐには、家族や地域の絆とともに、公的機関への相談をためらわないことが肝心です。市でも安心安全課で相談を受けますので、気軽に相談ください。

市長
コラム
18

平成24年度
 下半期の財政状況をお知らせします

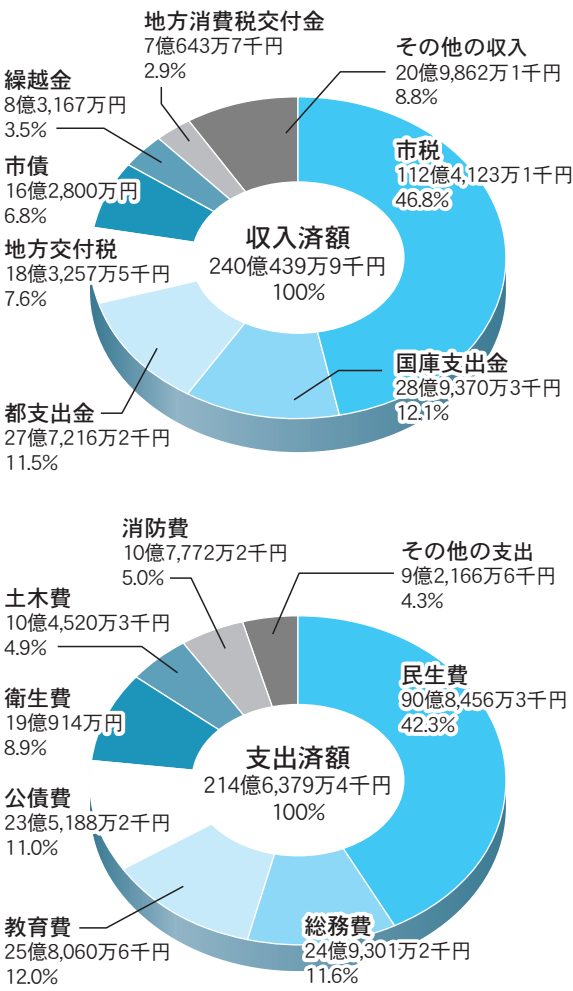
市の財政の実態を広く正しく理解していただくため、年2回（6月・12月）財政状況を公表しています。
 今回、平成24年度下半期（平成25年3月31日現在）の執行状況についてお知らせします。
 なお、出納整理期間があるため、この執行状況は平成24年度決算ではありません。
 ※出納整理期間とは、4月1日から5月31日までの2カ月間で、3月末日までに確定した債権債務について、現金の未収未払いの整理を行うための期間です。
 問財政課

一般会計

平成24年度の当初予算額は245億7,800万円で、9回の補正により10億4,101万円を増額して、繰越事業分の1億8,873万4千円を含めた予算現額は258億774万4千円となっています。

3月31日現在の予算額に対する執行状況を歳入と歳出に分けると下表（各会計予算の執行状況）の通りです。

■一般会計予算の執行状況



収入済額は240億439万9千円で、予算現額に対し93.0%の収入率になっています。

支出済額は214億6,379万4千円で、予算現額に対し83.2%の執行率になっています。

歳入・歳出それぞれの執行済額の内訳については、左下図（一般会計予算の執行状況）の通りです。

特別会計

各特別会計予算の執行状況は、下表（各会計予算の執行状況）の通りです。

市有財産

庁舎、学校、市民センター、地域センターなどの建物や土地、その他の財産は次の通りです。

▽土地	336,722㎡
▽建物	127,125㎡
▽基金	
(1)財政調整基金	11億1,559万3千円
(2)減債基金	1,945万8千円
(3)清掃施設整備基金	2億9,260万4千円
(4)緑化基金	6,041万7千円
(5)公共施設整備基金	4億1,257万3千円
(6)公共施設修繕基金	3億2,120万9千円
(7)土地開発基金	30万円
(8)国民健康保険事業運営基金	51万8千円
(9)介護保険給付費準備基金	3億8,216万9千円

市債

市債は、市の借金で小・中学校、道路、公園、公共下水道等の整備費用の一部として国や都、銀行などから借りているものです。

市債の借り入れの状況は次の通りです。

■一般会計

	借入残高	構成率(%)
財政融資資金	68億2,449万4千円	32.7
市中銀行	31億5,251万9千円	15.1
東京都	31億3,836万4千円	15.0
旧郵政公社資金	26億8,140万9千円	12.9
地方公共団体金融機構	47億1,462万2千円	22.6
振興協会	3億3,794万2千円	1.6
共済	1,884万円	0.1
合計	208億6,819万円	100.0

■国民健康保険特別会計

	借入残高	構成率(%)
東京都	1億6,000万円	100.0
合計	1億6,000万円	100.0

■公共下水道特別会計

	借入残高	構成率(%)
財政融資資金	15億6,331万8千円	38.9
地方公共団体金融機構	19億9,779万9千円	49.6
旧郵政公社資金	3億5,074万円	8.7
市中銀行	1億1,169万円	2.8
合計	40億2,354万7千円	100.0

■駐車場事業特別会計

	借入残高	構成率(%)
地方公共団体金融機構	7,320万8千円	60.4
旧郵政公社資金	4,802万1千円	39.6
合計	1億2,122万9千円	100.0

会計別執行状況

■各会計予算の執行状況

区分 会計名	歳入・歳出予算現額					収入済額	支出済額	収入率(%)	執行率(%)
	当初予算	上半期	繰越分	下半期	合計				
一般会計	245億7,800万円	4億8,613万2千円	1億8,873万4千円	5億5,487万8千円	258億774万4千円	240億439万9千円	214億6,379万4千円	93.0	83.2
特別会計合計	160億8,175万円	2億9,016万5千円	1億2,006万5千円	8,073万6千円	165億7,271万6千円	135億3,521万2千円	146億9,848万8千円	81.7	88.7
国民健康保険特別会計	79億2,482万5千円	2億1,738万2千円	0円	0円	81億4,220万7千円	66億3,840万6千円	73億6,933万1千円	81.5	90.5
後期高齢者医療特別会計	15億8,780万5千円	629万9千円	0円	0円	15億9,410万4千円	12億2,308万7千円	15億6,346万1千円	76.7	98.1
介護保険特別会計	46億6,626万4千円	6,648万4千円	0円	8,014万7千円	48億1,289万5千円	42億9,225万6千円	42億6,460万6千円	89.2	88.6
公共下水道特別会計	18億3,836万2千円	0円	1億2,006万5千円	58万9千円	19億5,901万6千円	13億4,260万8千円	14億4,719万9千円	68.5	73.9
駐車場事業特別会計	6,449万4千円	0円	0円	0円	6,449万4千円	3,885万5千円	5,389万1千円	60.2	83.6
合計	406億5,975万円	7億7,629万7千円	3億879万9千円	6億3,561万4千円	423億8,046万円	375億3,961万1千円	361億6,228万2千円	88.6	85.3

ヒトパピローマウイルス感染症 ワクチン接種はかかりつけ医に ご相談ください

子宮頸がんの発生には、主に性交渉により感染するといわれているヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が関連しています。発がん性HPVに感染する可能性が低い10代前半に予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン）を接種することで、発症をより効果的に予防できると考えられています。

予防ワクチンは定期予防接種で、小学校6年生から高校1年生の女子を対象としています。今年度は中学校1年生の方に、5月に通知しました。

■予防ワクチン

現時点で、2種類のワクチンがあります。副反応が出る場合もあるため、接種に当たっては、かかりつけ医や接種医と相談してください。

※予防ワクチンを接種した後も、全ての発がん性HPVによる病変を防げるとは限りません。10代でワクチンを接種していても、20歳を過ぎたら定期的に子宮頸がん検診を受けましょう。

▽一過性の副反応 注射部分の痛み・腫れ、疲労、筋肉痛、頭痛、胃腸症状、関節痛、発疹、発熱、じんましん

▽重い副反応 ショック、アナフィラキシー（血管浮腫・じんましん・呼吸困難等）を含むアレルギー反応、急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）など

※現在厚生労働省で、3月までの任意接種期間中の副反応調査が再度行われています。

☎健康推進課（あいとぴあセンタ―）☎（3488）1181

平成26年粕江市成人式 企画実行委員募集

20歳の門出の成人式をあなた自身の手でつくりあげてみませんか。

対平成26年新成人（平成5年4月2日～平成6年4月1生まれ）

定10人程度

内平成26年1月13日（成人の日）に開催する成人式の企画・立案から実施まで

関児童青少年課児童青少年係

調布都市計画道路 3・4・16号線 （電中研前） の事業説明会

小田急線喜多見駅高架下付近から「電力研究所西交差点」までの区間約300mを事業化するため、事業概要および測量説明会を開催します。

日 6月28日(金)午後7時から

所 中央公民館

関 都市整備課

絵手紙をかきませんか

曜窓口のため開庁
時 午前10時～正午

※絵手紙をかく方は、11時30分までにお越しください。

所 市役所2階ロビー

内 誰でも気軽に立ち寄って絵手紙をかいたり、アドバイスが受けられます。

関 「絵手紙発祥の地―粕江―」実行委員会事務局（一般財団法人粕江市文化振興事業団）☎（3430）4106

絵手紙教室

日 7月5日(金)午前10時～正午
定 先着20人

師 石賀敦子さん（絵手紙発祥の地―粕江―実行委員）

所 関南部地域センター☎（3489）2150へ。

絵手紙ひるば

絵手紙七夕飾りがかける日

6月28日(金)・7月4日(木)

通常の絵手紙ひるばの日

7月18日(木)

七夕飾り展示期間

6月27日(木)～7月5日(金)（6月30日(日)午前9時～午後1時は日

絵手紙に願い事を…

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法等に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を公表します。

関 市民課

■住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

閲覧月日	請求機関の名称	請求事由の概要（根拠法令）	閲覧に係る住民の範囲
6月18日・19日	防衛省自衛隊東京地方協力本部	自衛官等の募集に伴う広報（自衛隊法第29条第1項、同第35条）	全地域
9月7日	東京都福祉保健局総務部	東京都統計調査条例に基づく都指定統計「平成24年度福祉保健基礎調査」	駒井町
10月22日・23日	防衛省自衛隊東京地方協力本部	自衛官等の募集に伴う広報（自衛隊法第29条第1項、同第35条）	全地域

閲覧月日	閲覧申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
5月22日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	「家計の金融行動に関する世論調査」(金融広報中央委員会の委託)	西野川
5月24日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次	「家計消費状況調査」(総務省統計局の委託)	中和泉・東和泉・猪方
5月29日	(一社)中央調査社 会長 中田正博	「テレビ視聴に関する調査」(株)野村総合研究所の委託)	西和泉
6月5日	(株)建設技術研究所 取締役専務執行役員 東京本社長 村田和夫	「多摩川周辺住民の河川環境整備に対する意識等調査」(国土交通省関東地方整備局の委託)	全地域
6月21日	(株)アストジェイ 代表取締役 柚原滋明	「消防に関する世論調査」(東京消防庁の委託)	中和泉・西野川
6月21日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	「都民のスポーツ活動に関する世論調査」(東京都生活文化局の委託)	元和泉・猪方
6月28日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次	「生涯学習に関する世論調査（附帯：時事問題）」(内閣府大臣官房政府広報室の委託)	岩戸南
6月29日	(株)エスピー研 代表取締役 安良岡洋介	「都民生活に関する世論調査」(東京都生活文化局の委託)	和泉本町
7月11日	(一社)中央調査社 会長 中田正博	「2012年 新聞及びウェブ利用に関する総合調査」(朝日新聞社の委託)	西野川
7月26日	(株)アストジェイ 代表取締役 柚原滋明	「今後の自転車施策の枠組み等に関する意識調査」(東京都青少年・治安対策本部の委託)	中和泉・岩戸北
7月31日	(株)建設技術研究所 取締役専務執行役員 東京本社長 村田和夫	「多摩川周辺住民の河川環境整備に対する意識等調査」(国土交通省関東地方整備局の委託)	全地域
8月9日	毎日新聞(株) 代表取締役社長 朝比奈豊	「第66回読者世論調査」「時事問題世論調査」	西野川
8月10日	(一社)中央調査社 会長 西澤豊	「人権擁護に関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室の委託)	中和泉
9月12日	(株)エスピー研 代表取締役 安良岡洋介	「緑・景観・屋外広告物に関する世論調査」(東京都生活文化局広報広聴部の委託)	和泉本町・岩戸南
10月2日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	「平成24年度広報広聴アンケート調査」(東京都下水道局の委託)	全地域
10月31日	(株)タイム・エージェント 代表取締役 渡部啓之	「広報広聴活動に関する調査」(東京都生活文化局広報広聴部の委託)	西野川
12月5日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山創一	「全国たばこ喫煙者率調査」(日本たばこ産業(株)の委託)	駒井町
12月12日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	「東京臨海部基幹的広域防災拠点の防災機能に関するアンケート調査」(国土交通省関東地方整備局の委託)	全地域
1月17日		「電磁波による健康リスクの認識に関する調査」(学)北海学園大学の委託)	中和泉
2月20日	(一社)中央調査社 会長 西澤豊	「平成25年度 生活保障に関する調査」((公財)生命保険文化センターの委託)	駒井町
2月28日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山創一 (共同申出者) NHK世論調査部 部長 石川信	「幼児視聴率調査」(NHK放送文化研究所世論調査部の委託)	中和泉

日 日程・期間
 時 時間
 受 受付
 所 会場・所在地
 対 対象・資格
 定 定員
 内 内容
 師 講師
 持 持ち物
 ￥ 費用
 申 申し込み
 関 問い合わせ
 HP ホームページ
 電 電子メール

狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例に対するパブリックコメント結果（概要）を公表します

4月1日から4月30日まで実施した、狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例に対するパブリックコメントで、皆さんからいただいた主なご意見（概要）とそれに対する市の回答を公表します。
 なお、結果の詳細は都市整備課窓口で閲覧できる他、市ホームページからもご覧になれます。
 都市整備課企画計画係

■狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例に対するパブリックコメント結果（概要）

意 見	回 答
大規模開発等事業について説明をしていただきたい。	狛江市まちづくり条例では、大規模開発等事業とは、事業施行面積が3,000㎡以上の開発行為および延べ面積5,000㎡以上の建築物の建築を指します。
準工業地域が将来住居系の用途地域になっても支障がないように、斜線の制限をするという内容を、まちづくり指導基準の中に入れていくのか。	準工業地域で共同住宅等住居系開発を行う際には、隣接した用途地域との相隣関係に配慮することや、将来住居系用途地域に用途変更されても建築物に支障がないようにするため、住居系用途地域内の建築物に適用される道路斜線制限、隣地斜線制限に適合させるものとする努力義務について、狛江市まちづくり指導基準に規定します。
大規模な開発の場合には、必ず事業主が説明会に出席するといったような努力義務を入れられないか。	事業者が代理人に手続きを委任した場合、代理人は事業者に代わって手続き等を行う権限を持つため、努力義務を明記することはできませんが、従前より事業者に対して狛江市まちづくり条例に基づいた一連の流れの対応を求めています。
大規模な土地の所有者がマンション事業者に土地を売却した場合に、売り主の責任として事業者に対し狛江市まちづくり条例を尊重した開発をするように事業者に申し送れる仕組みができないか。	議論した結果、土地を売却した理由もさまざまであり、売り主に責任を課すことは困難であるという結論に至りました。
この条例の改正は、狛江市にはそぐわない規制強化だ。各種業界団体、土地の人に説明会を開いて、質疑応答を活発に行い、集約していくべき。条例自体も専門性がないと理解できない。	まちづくりの誘導のためには、開発等事業や小規模開発等事業に加え、大規模開発等事業についても協議の対象とすることが必要であると考えています。各種業界団体や土地の所有者に関わらず、狛江市まちづくり条例は市の皆さんに影響があると考えています。意見については市民説明会での質疑応答とパブリックコメントを参考にします。
一戸建て住宅の手続きの簡素化が載っているが、個人情報の観点から見てもこれは除外すべきだ。もっと市の都市計画を見直し、容積率を上げれば、効率よく建物を建てる事ができ、固定資産税も上げることができる。市の税収が増えて、住民にとっても住みよい街になる。	個人住宅は、プライバシーの侵害になってしまう一方で、一定以上の規模のものは、個人住宅とはいえ周辺への影響があると考え、300㎡以上の一戸建て住宅を、小規模開発等事業の手続きの対象としました。都市計画については、狛江市まちづくり条例の範囲外であるため、別途、市民等の意見を聞きながら検討します。
連坦規制は廃止すべき。総じて規制が多すぎる。	狛江市まちづくり条例は、協働で行うものであり、強制するものではありません。狭あい道路の解消や防災性を確保した一体的なまちづくりを進めるため、条例の協議手続きの対象とするよう今回の改正に盛り込んだものです。
新規事業が開始される際、用地の売買契約決定以前の段階での情報から「まちづくり」にのっとった事業計画調整がなされるべきだ。用地の売買が決定してからの無意味さとその後の調整の困難さを避けるべき。	柔軟な対応を可能にするため、事業計画の変更が可能な時期までに大規模開発等事業構想の届け出を行うものとしています。
長屋の建築だけが規制が緩くなっているという不都合もあるが、全て一律に規制やささまざまな手続きを付加するのはいかがか。長屋の賃貸住宅の建築も土地利用の選択肢の一つである。今後増えた結果、発生する問題点や弊害を十分検討した上で、条例を制定するのがよい。	長屋建築は、従来は小規模開発等事業に該当していませんでしたが、最近では立体長屋等の建築も見られるようになりました。建築形態の違いで実質的には共同住宅と同視できる長屋建築について協議手続きの対象にならない不公平な取り扱いを解消すべく、長屋建築も協議手続きの対象としました。
狛江市まちづくり条例は、全国の自治体の中でも最も厳しい部類だ。このような厳しいまちづくり条例を制定すると、まちづくり委員会の力が大きくなり、調整会において権力の乱用の恐れもある。	狛江市まちづくり条例は、市民、事業者および市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進することを目的としています。この目的の達成および近隣住民と事業者の合意形成をするために調整会の制度があります。狛江市まちづくり委員会が調整会を開催する形式になっていますが、近隣住民および事業者の口頭審理を行うこととなっており、適切な審理が行われていると考えています。
環境基本計画、緑の基本計画を狛江市まちづくり条例の中にきちんと位置付けるべき。	分野別計画の都市計画に関連する内容については整合性をとり、情報提供を行うことを想定しています。
高さ制限の変更といった都市計画変更を提案した際に、支援制度を設けるなど、都市計画法、景観法に基づく規制手法を活用する手続きを条例に盛り込み、関連法制度を積極的に活用していくべき。	現行の狛江市まちづくり条例第14条で定める地区まちづくり協議会への支援の一つとして、まちづくりに関する専門家の派遣を行っています。
一宅地の区画面積の最低100㎡規制は、市民にとって厳しい制約だ。昔の分譲地は60坪（198.34㎡）の区画が多く、売却する場合規制で2区画にできない。売り主の財産権を著しく低下させるような規制はしない方がいい。今回の条例素案も厳しく、活気あるまちにするためには、規制するのではなく緩和も必要だ。	用途地域の都市計画変更として、土地の細分割による住宅密集地域が作られないよう良好な住環境を保護する目的で、敷地面積の最低制限100㎡を導入しました。今回の改正では、世帯人員4人における都市居住型誘導居住水準の居室面積（59.0㎡）以上の住居を確保するために、第一種低層住居専用地域は、事業区域面積1,000㎡以上の開発等事業の最低敷地面積を130㎡にすることを考えていますが、さらに検討を行います。

市民のみなさんと進める“まちづくり”
 ～市民参加・市民協働について～

第1回 市民参加・市民協働とは

狛江市は、平成15年に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を制定し、市民参加と市民協働の取り組みを進めてきました。

「市民参加」とは、行政活動に市民の意見を反映させるため、市民個人が委員会やワークショップなど、さまざまな形で参加することです。
 また、「市民協働」とは、公益活動を行う団体と市が共同し、対等な立場で行政課題に取り組むことです。

狛江がよりよいまちへと発展するため、市民個人や団体、企業などそれぞれがまちづくりの主体となり、日常生活や地域におけるさまざまな課題に取り組む必要があります。そのため、市は今後も「市民参加」と「市民協働」の推進に取り組み、また、参加・協働していただく方が特定の市民に限られないよう、その範囲を広げていきます。

〈市民参加〉

市民(個人)

- 委員会・審議会
- ワークショップ
- パブリックコメント
- 説明会 など

行政活動(市)

〈市民協働〉

行政活動
(市)

市民活動
(団体)

協
働

政策室協働調整担当



マスコット
キャラクター
「ゆりーと」

応援しよう!!

狛江の国体 ⑧

～文化プログラム～

スポーツ祭東京2013では、スポーツだけではなく、文化プログラムという事業が行われます。文化プログラムは、芸術・文化活動を通じて国体の開催気運を盛り上げ、より多くの都民が参加する大会の実現を目指すとともに、多様な地域特性を持つ東京の魅力と国体の開催理念を全国に発信するために実施するものです。

狛江市では、文化プログラムとして7月に「狛江古代カップ第23回多摩川いかにだレース」12月に「第14回多摩川流域郷土芸能フェスティバル」が開催されます。特に「狛江古代カップ第23回多摩川いかにだレース」では、国体の炬火採火イベントが行われます。オリンピックでいう聖火に当たる炬火は、各区市町村で採火されて1つに集められ、9月28日(土)に味の素スタジアムで開催される総合開成式で炬火台に点火されます。6月19日(水)まで、炬火採火イベントに参加する方を募集していますので、いかにだレースの応援と併せてぜひ参加してください。また、各区市町村で開催されている文化プログラムは、市内公共施設で配布中のパンフレットや第68回国民体育大会狛江市実行委員会 <http://www.komae-kokutai2013.jp/> からご覧いただけます。文化プログラムをきっかけに、東京都内のさまざまな文化に触れてみませんか。

社会教育課国体推進担当

